

## 高齢者虐待防止事業

## 【資料1-2】

【R7年度目標】関係機関に働きかけ、集まり（研修会など）に出向く機会を作り、早期発見・予防のための普及啓発活動の充実を図る。

項目	令和7年度 現状や対策	課題
令和7年度 新規通報相談件数 ※養護者による虐待に関するもの (1月末時点)	<p>20件（内、虐待ではないと判断8件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事例数は昨年度より減っている。</li> <li>・年度またぎのケースや養護者によるもの以外の虐待対応もあるので、対応の負担が軽くなったわけではない。</li> <li>・原則、各支所本庁で対応するが、ケースによって情報共有や会議同席等の連携を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亭主関白な家庭で、夫からの虐待が多い。介護知識、理解の不足もあって介護負担から虐待につながるケース目立つ。</li> <li>・複雑な事情を持つ家庭が多いため、複数の課が関わるケースがある。特に本庁は課が細分化しているため、連携が課題である。</li> </ul>
普及啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員向けに高齢者虐待を取り扱った研修会を村上や山北地区で行った。</li> <li>・関係機関に対しては、ネットワーク会議を開催し、共通認識を持つよう取り組んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、市報やパンフレット配布以外の様々な媒体の活用方法を検討し、地域包括支援センターの周知も含めた普及啓発が必要。</li> <li>・民生委員改選で新しく着任された方も多いため、引き続き民生委員向けの研修会機会を作りたい。</li> </ul>
早期発見、相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談受付から訪問等による事実確認、その後の関係者との連絡調整、一連の流れは包括担当職員が対応している。支所では包括担当職員他、地区担当保健師等の地域福祉室全体で対応している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員数の変動がある中で、どこへ通報相談しても同じ対応、支援ができる体制を整えられるかが課題。</li> <li>・早期発見や予防のためには普及啓発活動の充実を図ることが大切である。</li> </ul>
虐待を受けた高齢者の保護体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やむを得ない事由による措置（令和7年度0件）の他、介護の必要性が低い方については、緊急一時保護事業（令和7年度0件）という方法もある。</li> <li>・分離のため、緊急的に短期入所生活介護の受け入れをしてもらったケースあり、対応がありがたかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急的な介入や措置が必要なケースについては、支所本庁で職員が変わってもある程度統一した対応ができるようフローチャートをあらたに整備したい。（※繰り越し課題）</li> </ul>
養護者への支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の職員で役割分担をし、養護者のフォローをするケースがある。</li> <li>・認知症カフェ、介護者のつどいを実施し、介護者ストレス軽減＝虐待未然防止や気軽に相談できる環境づくりを進めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数人での虐待対応は、支所では職員が少ないために難しいこともある。</li> <li>・養護者自身に様々な問題（疾病、就労等）がある場合、介護高齢課以外の課や包括以外の相談機関との連携が必要であり、ネットワーク会議で共通認識を持つようにしたい。</li> </ul>
高齢者虐待防止ネットワーク会議等の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年2月17日（火）に高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度参集者を変えて行っているため、メンバーによっては大部分基礎的な話となることもある。連携体制強化はもちろん、早期発見、早期対応のための啓発普及の足がかりとなれば。</li> </ul>
現状と課題を踏まえた次年度の主な取組・方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待に関する相談窓口＝地域包括支援センターというPRの継続</li> <li>・民生委員に早期発見・予防の役割をさらに担ってもらえるよう働きかけ</li> <li>・支所一本庁間で差のない支援体制、他課との連携体制の充実</li> <li>・緊急的な介入が必要な場合のフローチャート作成</li> </ul>	<p>※ 令和7年度と同様</p>